

議案第 65 号

盛岡市職員の勤務時間、休日及び休暇等に関する条例及び盛岡市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について

盛岡市職員の勤務時間、休日及び休暇等に関する条例及び盛岡市職員の育児休業等に関する条例の一部を次のとおり改正するものとする。

平成22年6月10日提出

盛岡市長 谷 藤 裕 明

盛岡市職員の勤務時間、休日及び休暇等に関する条例及び盛岡市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

(盛岡市職員の勤務時間、休日及び休暇等に関する条例の一部改正)

第1条 盛岡市職員の勤務時間、休日及び休暇等に関する条例(昭和34年条例第34号)の一部を次のように改正する。

第8条の2第4項中「前3項」を「前各項」に改め、同項を同条第5項とし、同条第3項中「前2項」を「第1項及び前項」に改め、「(職員の配偶者で当該子の親であるものが、常態として当該子を養育することができるものとして規則で定める者に該当する場合における当該職員を除く。以下この項において同じ。)」を削り、同項を同条第4項とし、同条第2項中「(職員の配偶者で当該子の親であるものが、常態として当該子を養育することができるものとして規則で定める者に該当する場合における当該職員を除く。以下この項において同じ。)」及び「(災害その他避けることのできない事由に基づく臨時の勤務を除く。)」を削り、同項を同条第3項とし、同項の前に次の1項を加える。

2 任命権者は、3歳に満たない子のある職員が、規則で定めるところにより、当該子を養育するために請求した場合には、当該請求をした職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難である場合を除き、前条に規定する勤務(災害その他避けることのできない事由に基づく臨時の勤務を除く。以下同じ。)をさせてはならない。

(盛岡市職員の育児休業等に関する条例の一部改正)

第2条 盛岡市職員の育児休業等に関する条例(平成4年条例第76号)の一部を次のように改正する。

第2条中第1号を削り、第2号を第1号とし、第3号を第2号とし、第4号及び第5号を削り、同条の次に次の1条を加える。

(育児休業法第2条第1項ただし書の条例で定める期間)

第2条の2 育児休業法第2条第1項ただし書の条例で定める期間は、57日間とする。

第3条の見出しを「(育児休業法第2条第1項ただし書の条例で定める特別の事情)」に改め、同条第1号中「第5条第2号に掲げる」を「第5条に規定する」に、「同号」を「同条」に改め、

同条第4号中「当該育児休業をした職員の配偶者（当該子の親であるものに限る。）が3月以上の期間にわたり当該子を育児休業その他の規則で定める方法により養育したこと（当該職員）」を「3月以上の期間を経過したこと（当該育児休業をした職員）」に、「請求の際両親が当該方法」を「承認の請求の際育児休業」に改める。

第5条中「次のとおり」を「育児休業をしている職員について当該育児休業に係る子以外の子に係る育児休業を承認しようとするとき」に改め、同条各号を削る。

第10条中第1号を削り、第2号を第1号とし、第3号を第2号とし、第4号及び第5号を削る。

第11条第1号中「育児短時間勤務を」を「育児短時間勤務（育児休業法第10条第1項に規定する育児短時間勤務をいう。以下同じ。）を」に、「第14条第2号」を「第14条第1号」に改め、同条第4号中「第14条第3号」を「第14条第2号」に改め、同条第5号中「当該育児短時間勤務をした職員の配偶者（当該子の親であるものに限る。）が3月以上の期間にわたり当該子を育児休業その他の規則で定める方法により養育したこと（当該職員）」を「3月以上の期間が経過したこと（当該育児短時間勤務をした職員）」に、「請求の際両親が当該方法」を「承認の請求の際育児短時間勤務」に改める。

第14条中第1号を削り、第2号を第1号とし、第3号を第2号とする。

第19条中「次のとおり」を「育児短時間勤務をしている職員」に改め、同条各号を削る。

第20条第1項中「部分休業」の次に「（育児休業法第19条第1項に規定する部分休業をいう。以下同じ。）」を加える。

#### 附 則

- 1 この条例は、平成22年6月30日から施行する。
- 2 この条例の施行の日前に第2条の規定による改正前の盛岡市職員の育児休業等に関する条例第3条第4号又は第11条第5号の規定により職員が申し出た計画は、同日以後は、それぞれ第2条の規定による改正後の盛岡市職員の育児休業等に関する条例第3条第4号又は第11条第5号の規定により職員が申し出た計画とみなす。

#### 提案理由

育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成3年法律第76号）及び地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）の改正に伴う規定の整備をしようとするものである。